

昭和62年社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会規程第2号

社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会会員会費規程

(趣旨)

第1条 この規程は定款第32条第3項に規定する会員及び会員会費に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員とは、御殿場市内に居住し、本会の趣旨に賛同する者及び本会の趣旨に賛同し、入会したものをいう。

(会員の種類)

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员
- (2) 賛助会員
- (3) 特別会員

(会員証)

第4条 会長は、会員に会員証を交付する。

(会費の額)

第5条 会員の会費額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 普通会员 一世帯当たり 年額 500円
- (2) 賛助会員 一口当たり 年額 1,000円
- (3) 特別会員 一口当たり 年額 10,000円

(会費の納付)

第6条 会員はその年度の会費を、毎年7月31日までに納付しなければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会会員規程（昭和47年7月5日）及び社会福祉法人御殿場市社会福祉協議会会費収納規程（昭和47年7月5日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、承認の日から施行する。（平成30年12月20日制定）